

南部箕蚊屋広域連合告示第17号

令和5年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月10日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年8月30日（水） 午前10時30分
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	一 橋 信 介
荊 尾 芳 之	山 路 有
景 山 浩	乾 裕
細 田 元 教	

○応招しなかった議員

大 床 桂 介	真 壁 容 子
勝 部 俊 徳	

令和5年 第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和5年8月30日（水曜日）

議事日程

令和5年8月30日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について
- 日程第5 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第11号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第8 議案第12号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第9 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第10 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第12号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について
- 日程第5 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第11号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第8 議案第12号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第9 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第10 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第11号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第12号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(7名)

1番 河 中 博 子	3番 一 橋 信 介
4番 荊 尾 芳 之	5番 山 路 有
6番 景 山 浩	7番 乾 裕
9番 細 田 元 教	

欠席議員(3名)

2番 大 床 桂 介	8番 真 壁 容 子
10番 勝 部 俊 徳	

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○副議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について

○副議長（景山 浩君） 日程第4、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選の方法で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、板竹利君、潮修君、金田政雄君、真砂昇平君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました板竹利君、潮修君、金田政雄君、真砂昇平君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、中曾修司君、佐々木正人君、前田和子君、遠藤健君、以上の4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中曾修司君、佐々木正人君、前田和子君、遠藤健君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第 5 議案第 9 号 から 日程第 8 議案第 1 2 号

○副議長（景山 浩君） お諮りいたします。日程第 5、議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 8、議案第 1 2 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 9 号から日程第 8、議案第 1 2 号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、本日提案しました 4 議案について、続けて提案をさせていただきます。

議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものがございます。

続いて、議案第 1 0 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度南部

箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

○副議長（景山 浩君） 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査の意見書が提出されておりますので、審査の結果について監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員、お願いします。

○監査委員（仲田 和男君） おはようございます。監査委員の仲田でございます。令和4年度南部箕蚊屋広域連合歳入歳出決算の審査報告を行います。お手元の審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。第1、監査の概要でございます。1、審査の期間及び場所、令和5年7月13日南部町役場監査委員室におきまして、河中委員と監査を実施いたしました。2、審査の対象は、記載の関係諸帳簿でございます。3、審査の概要は、1から4の諸点につきまして、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに、事務局の説明を受け実施いたしました。4、審査のため説明を求めた部局は、南部箕蚊屋広域連合事務局でございます。

第2、審査の結果でございます。審査計数の状況、審査に付された令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書について、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と合致していることを認めました。また、予算の執行は適切であり、収入、支出、財産管理の事務は適正に行われていることを認めました。

2ページをお願いいたします。2、決算の概要でございます。概要につきましては、事務局より説明がなされますので省略いたします。

3ページをお願いいたします。第3、審査意見を申し上げます。令和4年度の介護保険の運営状況は、保険料収入額は事業計画値に対し101.6%、介護給付費の支出額は、事業計画値に対して90.2%であります。介護給付費の低下は、コロナ禍による通所サービスの利用減、施設介護サービスの利用減によるものであります。管内では介護医療院への転換が進んでおり、今後、介護給付費の伸びが見込まれるため、おおむね計画どおりの実績と考えます。保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納率は前年度と同程度でありましたが、滞納繰越分の収納率は、やや下がっております。保険料収入の確保は、制度の運営及び公平性の観点からも非常に重要であります。構成町村と連携を図りながら、引き続き収納率の向上に努められたい。

介護給付費については、令和4年度に新設された認知症グループホーム、介護医療院の増床により、今後増加する見込みであります。さらに、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、通所系サービスの利用増が見込まれることから、構成町村及び関係機関との連携強化を図り、適

切な介護保険の運営に努めていただきたい。

以上でございます。

○副議長（景山 浩君） これで監査報告を終わります。

引き続き、議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第12号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明願います。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。続きまして、議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,477万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、議案第12号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,359万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,959万9,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

詳細にわたりましては、事務局のほうから説明をいたします。

○副議長（景山 浩君） 事務局長、吾郷あきこ君。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、一般会計決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億4,132万9,312円、歳出総額5億3,837万2,522円、歳入歳出差引き額295万6,790円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は295万6,790円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。決算書の1ページ、2ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済額4億8,494万1,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済額1,404万2,450円、これは低所得者の保険料負担軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る負担金及び補助金でございます。3款県支出金、収入済額794万725円、主なものは、低所得者の保険料負担軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済額1,911万9,168円、これは過年度分の町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済額479万3,608円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済額1,049万2,361円、主なものは、介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億4,236万6,000円に対し、収入済額5億4,132万9,312円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。1款議会費、支出済額88万4,445円、2款総務費、支出済額8,221万9,958円、主なものは、町村派遣職員給与費負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済額4億5,526万8,119円、主なものは、介護保険事業特別会計への繰出金、介護予防サービス計画の作成委託料、地域包括支援センター職員の給与費負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億4,236万6,000円に対し、支出済額5億3,837万2,522円、不用額は399万3,478円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

1、公有財産に該当するものはございません。2、物品につきましては、取得価格10万円以上の備品を計上しておりますが、今年度中の増減はございません。3、債権につきましては、該当するものはございません。4、基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が、前年度末残高1億3,347万7,477円、積立額2,451万4,805円、取崩し額ゼロ円、年度末現在高は1億5,799万2,282円でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、介護保険事業特別会計決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 3 2 億 2, 4 1 5 万 2, 1 5 7 円、歳出総額 2 9 億 1, 9 2 9 万 5, 5 8 0 円、歳入歳出差引き額 3 億 4 8 5 万 6, 5 7 7 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3 億 4 8 5 万 6, 5 7 7 円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。お戻りいただいて、1 ページ、2 ページをお開きください。1 款保険料、収入済額 6 億 3, 0 2 4 万 3 8 0 円、不納欠損額 1 3 3 万 3, 1 8 0 円、収入未済額 5 9 5 万 5, 7 2 0 円でございます。2 款使用料及び手数料、収入済額 3 万 7, 1 2 0 円、これは保険料の督促手数料でございます。3 款国庫支出金、収入済額 7 億 3, 4 5 9 万 9, 0 7 7 円、これは主に、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。4 款支払基金交付金、収入済額 8 億 2, 5 5 8 万 1, 0 0 0 円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る第 2 号被保険者負担分の交付金でございます。5 款県支出金、収入済額 4 億 3, 8 3 6 万 1, 7 2 8 円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。6 款繰入金、収入済額 4 億 3, 7 1 1 万 1 7 5 円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金でございます。7 款諸収入、収入済額 5 万 6, 6 9 4 円、これは高額介護サービス費等の返納金でございます。8 款繰越金、収入済額 1 億 5, 8 1 5 万 1 7 8 円、前年度の繰越金でございます。9 款財産収入、収入済額 1 万 5, 8 0 5 円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額 3 2 億 1, 9 2 9 万 6, 0 0 0 円に対し、収入済額 3 2 億 2, 4 1 5 万 2, 1 5 7 円でございます。

続いて、歳出を御説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。1 款総務費、支出済額 1, 8 0 4 万 7, 2 6 2 円、主なものは、要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2 款保険給付費、支出済額 2 7 億 1 8 5 万 6, 9 0 4 円、これは介護保険の給付に係る費用でございます。3 款地域支援事業費、支出済額 7, 6 4 0 万 4, 7 7 9 円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4 款保健福祉事業費、支出済額 4 6 5 万 9, 1 7 5 円、これは保健福祉事業の実施に係る費用でございます。5 款基金積立金、支出済額 2, 4 5 1 万 4, 8 0 5 円、これは介護保険介護給付費準備基金の積立てでございます。6 款公債費の支出はございません。7 款諸支出金、支出済額 9, 3 8 1 万 2, 6 5 5 円、主なものは、過年度分の国県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。8 款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額 3 2 億 1, 9 2 9 万 6, 0 0 0 円に対し、支出済額 2 9 億 1, 9 2 9 万 5, 5 8 0 円、不用額は 3 億 4 2 0 円でございます。

以上で特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第 1 1 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について

説明をいたします。

それでは、まず、歳入から御説明いたします。補正予算書の4ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目低所得者保険料軽減負担金でございます。15万9,000円を増額し、1,371万1,000円とするものです。これは過年度分低所得者保険料軽減負担金でございます。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。27万1,000円を増額し、27万2,000円とするものです。これは介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、1項県負担金、1目低所得者保険料軽減負担金でございます。8万円を増額し、685万6,000円とするものです。これは過年度分低所得者保険料軽減負担金でございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。4,130万5,000円を増額し、4,130万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。295万5,000円を増額し、295万6,000円とするものです。これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。4,421万4,000円を増額し、1億520万2,000円とするものです。これは過年度分の介護保険システム改修補助金及び町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。28万6,000円を増額し、4億6,706万9,000円とするものです。これは社会福祉法人による生計困難者等利用者負担軽減対策事業に係る補助金の返還金の増額及び低所得者保険料軽減負担金の追加交付による特別会計への繰出金の増額でございます。4款予備費でございます。27万円を増額し、137万4,000円とするものです。これは歳入歳出の差額調整による増額でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第12号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。補正予算書の4ページをお開きください。5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(総合事業)でございます。1万7,000円を増額し、721万7,000円とするものです。これは過年度分地域支援事業交付金でございます。6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金でございます。23万9,000円を増額し、2,734万4,000円とするものです。これは過年度分低所得者保険料軽減負担金でございます。6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金でございます。4,

150万8,000円を減額し、ゼロ円とするものです。8款繰越金でございます。3億485万1,000円を増額し、3億485万6,000円とするものです。これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。5ページを御覧ください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費でございます。これは基金繰入れを皆減したことによる財源の変更で、予算額に変更はありません。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。6,941万円を増額し、6,942万7,000円とするものです。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積立てでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。1億5,288万4,000円を増額し、1億5,288万7,000円とするものです。これは前年度実績に伴う国、支払基金、県への返還金でございます。7款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。4,130万5,000円を増額し、4,130万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金等の返還に充てるための一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○副議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただいた議案については、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑については総務民生常任委員会で行っていただきますようお願いいたします。

議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はありませんか。

9番、細田元教議員。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ、あと個別は委員会でお聞きしますが、6ページに不納欠損が130万ございますが、大体年々というか、これは普通徴収の方だと思いますし、特別徴収の方はタイムラグがあって、そういうことが起きると思いますけども、一番大きいのは不納欠損なんですけども、これは年々大体同じような傾向で出ているのでしょうか。あと個別に

詳しくは委員会でお聞きします。

○副議長（景山 浩君） 事務局長、吾郷あきこ君。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長です。昨年度と比べては、今年度のほうが少し金額は少なかったと記憶しておりますが、詳細については委員会のほうで御報告させていただきたいと思えます。

○副議長（景山 浩君） 細田議員、よろしいですか。

○議員（9番 細田 元教君） オーケー。

○副議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）、総括的な質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第12号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、総括的な質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第12号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午後 1時30分再開

○副議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第 9 広域連合行政に対する一般質問

○副議長（景山 浩君） 日程第 9、広域連合行政に対する一般質問を行います。

8 番、真壁容子君の質問順ですが、真壁容子君は本日欠席です。会議規則第 6 1 条第 4 項により、通告は効力を失いました。よって、真壁容子君の一般質問を取り消します。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

日程第 10 議案第 9 号

○副議長（景山 浩君） 日程第 10、議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、乾裕君。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 審査報告を行います。付託されました議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で認定とすべきものと決しました。以上になります。

○副議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第 9 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 11 議案第 10 号

○副議長（景山 浩君） 日程第 11、議案第 10 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、乾裕議員。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連
合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結
果、全会一致で認定とすべきものと決しました。以上です。

○副議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託し
ておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定についてを採決いたします。

議案第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第11号

○副議長（景山 浩君） 日程第12、議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、乾裕君。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広
域連合一般会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可
決とすべきものと決しました。以上です。

○副議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託し
ておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第11号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決
いたします。

議案第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 2 号

○副議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、乾裕君。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第 1 2 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。以上です。

○副議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第 1 2 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

議案第 1 2 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 閉会中の継続調査の申し出について

○副議長（景山 浩君） 日程第 1 4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○副議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、令和5年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和5年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時37分閉会
